

## 保険で鍼灸を受けるには



1. これからかかろうとする鍼灸院にお問い合わせ下さい。
2. 鍼灸院で同意書用紙をもらいます。
3. 同意書をかかりつけの医師、病院等に持参し、必要事項を記入していただきます。
4. 同意書と保険証を持って鍼灸院へ行きます。
5. 保険で鍼灸治療が受けられます。

### 注意事項

1. 同意書は鍼灸院にあります。
2. かかりつけの医師がない等、同意書がいただけない場合は、鍼灸院にご相談下さい。
3. 同じ病名で病医院と鍼灸院、同時に治療は受けられません。
4. 一度の同意で治療が受けられる期間は3ヶ月間です。その後、3ヶ月毎に医師より同意の確認が得られれば、継続してはりきゅう治療を受ける事が出来ます。
5. 後日、印鑑が必要です。

# 保険で鍼灸が受けられるの？

## 保険で受けられる病気は、

### 1. 神経痛…

顔肩腰足など神経に沿って痛む。例えば、坐骨神経痛、肋間神経痛など

### 2. リウマチ…

手首や肘、膝、足首など、各関節が腫れて痛むもの

### 3. 腰痛症…

腰が痛む、腰が重い。例えば、変形性腰痛症、ギックリ腰など

### 4. 五十肩…

肩が痛くて、腕が上がらないもの

### 5. 頸腕症候群…

頸、肩、腕の痛みやしびれ、だるさなど

### 6. 頸椎捻挫後遺症…

頸の外傷、むちうち症などの後遺症に

### 7. その他

慢性的な痛みのある疾患で保険者が認めたもの



神経痛



リウマチ



腰痛症



五十肩



頸腕症候群



頸椎捻挫後遺症等

## 健康保険以外で取り扱える保険

### 1. 生活保護法（生保）の医療扶助

保護を受けている福祉事務所で、はりきゅうを希望し「保護変更申請書」を受け、「生活保護法による施術費給付承認書」が交付されると、はりきゅうの保険と同じようにかかります。

### 2. 労働者災害補償保険（労災）

労災規定の診断書を医師より受け、勤務先で請求書に必要な事項を記入されると、病・医院と同時にはりきゅうを受ける事もできます。

### 3. 自動車損害賠償責任保険（自賠責）

保険会社等に、はりきゅうを受けたい旨を連絡し、鍼灸院に御相談下さい。

## 保険に関するご相談は

### 鍼灸整体 けんこう堂

〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南瀬和3-35-6 カオリビル内

TEL/FAX 048-881-7709

院長 今井 幸司